

市民協働サポート保険について



〔保険の対象となる方〕

- 町会活動やボランティア活動などを行う金沢市民及び生活の本拠が金沢市にある方。
 - 金沢市内で行われるボランティア活動などに参加する市外居住者の方。
- ※イベントや行事の観覧者など、活動を伴わない参加者は対象になりません。

〔保険の対象となる活動〕

○金沢市、町会、市内に活動拠点を置く NPO や市民団体等によって、国内で自発的かつ計画的に行われる公益性のある活動。

※以下のものは、保険の対象になりません

- ・政治や宗教又は営利を目的とする活動
- ・有償で行われる活動（交通費などの実費支給は無償とみなします。）
- ・親睦を目的とする活動
- ・山岳登山、水難・遭難救助など危険度の高い活動
- ・学校行事として行う活動
- ・契約保険会社約款等に抵触する場合、その他



〔保険の内容〕

○傷害事故

保険の対象となる活動中の急激・偶然・外来の事由により、保険の対象となる方が死亡、負傷した場合又は熱中症や細菌性食中毒、活動場所と保険の対象となる方の住所との通常通路による移動中の事故に保険金が支払われます。

種類	保険金額	備考
死亡	1名 500万円	—
後遺障害	1名 15～500万円	—
入院	1日 3,000円	事故日から180日以内かつ180日を限度
通院	1日 2,000円	事故日から180日以内かつ90日を限度

※急激・偶然・外来の事由

「急激」：突発的に発生することを意味し、傷害の原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」から、結果としての「傷害」の過程が、時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」：予知されない出来事をいい、「事故の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因結果とも偶然である」のいずれかであることが必要です。

「外来」：傷害の原因が保険の対象となる方の身体の外からの作用によることをいいます。

※ただし、次に掲げる事故は適用対象外です。

- 保険の対象となる方の故意による場合
- 日本国外での事故
- 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒擾によるもの
- 地震、噴火、津波等の天災によるもの
- 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為、又は闘争行為（けんか）
- 保険の対象となる方の無資格運転又は酒酔い運転によるもの
- 脳疾患、心神喪失又は疾病によるもの
- 他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛
- 公務災害補償の適用を受けるもの



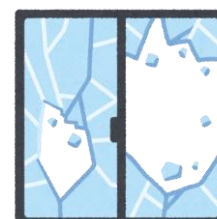
○賠償責任事故

保険の対象となる方が、保険の対象となる活動中及び活動の結果に起因して、被害者の生命・身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ法律上の損害賠償責任を負うとき、賠償額の範囲内で保険金が支払われます。

種類	保険金支払（限度）額：免責金額なし
施設賠償	対人：1名1億円、1事故2億円 対物：1事故2億円
生産物賠償	対人：1名1億円、1事故・保険期間中2億円 対物：1事故・保険期間中2億円
受託者賠償	対物：1事故500万円

※ただし、次に掲げる事故は適用対象外です。

- 自己の故意によるもの
- 自殺行為、犯罪行為又は闘争行為（けんか）
- 脳疾患、心神喪失又は疾病（細菌性・ウイルス性食中毒、熱中症を除く）
- 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒擾によるもの
- 地震、噴火、津波等の天災によるもの
- 保険の対象となる方が占有、使用、又は管理をする車両によるもの
- 施設の建設、改築、改造、修理等の工事によるもの
- 保険の対象となる方の同居の親族に対するもの



〔事故が起きてしまったら〕

万が一、事故が起きてしまったら、速やかに、所定の「事故報告書」に記入のうえ、市民協働推進課に提出してください。